

(コート、用具の定義)

第1条 コート、用具の規格は別記の通りとし、コート（レッドゾーン・グリーンゾーンを合わせた範囲。）内で競技を行う。ただし、ターゲット及びフロッカーの有効とされる範囲は次のとおりとする。

- (1) ターゲットにおいてはグリーンゾーン内を有効とする。
- (2) フロッカーにおいてはグリーンゾーン及びレッドゾーン内を有効とする。
- (3) ターゲット及びフロッカーがオンラインのときは、コート内と見なす。

(チーム構成)

第2条 競技者はチーム4名（※3名）とし、1個のターゲットと各チーム4個（※3個）のフロッカーを使用しゲームを進める。

登録は6名（※4名）まで可能で、送球順は自由である。（選手交代はセットごとにできる。）ただし、大会運営上の理由でチームの競技者数は変更できる。（チーム3名、2名、1名での対戦など。）

(送球方法)

第3条 ターゲット及びフロッカーは、フロアに置いて送球ゾーン内（ターゲット及びフロッカーが手から離れる前にレッドゾーン内に体の一部が触れてはいけない。）から押し出すように送球する。

コート外に停止したフロッカーは取り除き、相手チーム側に返球する。

(競技方法)

第4条 この競技は審判の指示により、次の順のように行う。

- (1) 競技に参加する選手は、送球ゾーンに集合し、あいさつ、握手をする。
- (2) 両チームのキャプテンによるジャンケンで先攻権を決め、以後セットごとに先攻権は移動する。
- (3) 先攻権を持つチームがレッドフロッカー、後攻のチームがイエローフロッカーを持つ。
- (4) 先攻チームがターゲットを送球する。ターゲットは送球ゾーンからグリーンゾーン内（オンラインは有効）に停止するように送球する。
ターゲットがグリーンゾーン以外に停止したときは1回のみ送球し直すことができる。
2回とも失敗したときは、ターゲットの送球権のみ移動する。（先攻権は移動しない。）
- (5) 先攻チームからフロッカーを送球する。（ターゲットを送球した選手が、必ずしも最初にフロッカーを送球しなくてもよい。）
次に後攻チームがフロッカーを送球し、以降、先攻、後攻に関係なくターゲットからフロッカーの遠いチームがフロッカーを送球する。
- (6) ターゲットに対しフロッカーの遠いチームの送球すべきフロッカーがなくなった後は、ターゲットにフロッカーの近いチームも残りのフロッカーがなくなるまで送球し、そのセットを終了する。
- (7) 双方のフロッカーがターゲットに対して同距離の場合は、後に近づけたチームがさらに送球することとする。
- (8) 各セットの競技中、選手1名は必要な場合においてのみコート内に入り、各プレーヤーに指示を与えることができる。他のプレーヤーについては、審判の許可がなければコート内に立ち入ることはできない。（競技に支障が出ないように、速やかに行うこと。）

(得点計算)

第5条 得点は、ターゲットを中心に最も近いフロッカーのチームに与える。(ターゲットに最も近い相手チームより内側にある自チーム全てのフロッカーの個数が、そのまま得点となる。)

両チームとももっとも近いフロッカーが同距離の場合は、両チームに1点ずつを与える。

(得点計算の例外)

第6条 ゲーム中、ターゲットをグリーンゾーン外に弾き飛ばした場合、そのセットは終了し、相手チームに2点または相手チームの未送球フロッカーの数のいずれが多いほうを得点として与える。

(勝敗の決定)

第7条 ゲームの勝敗は、9点先取したチームが勝ちとなる。ただし、大会運営上の理由で勝敗の決定方法を変更することができる。(先取得点の変更、セット取得、規定セット内での得点など。)

(審判)

第8条 審判は1コートに1名とし、次の任務を行う。ただし、任務遂行のために必要な場合は、審判補助員を置くことができる。

- (1) 公正な競技の進行。
- (2) 選手の招集、整列。
- (3) フロッカーの送球指示。
- (4) 試合進行上、必要なことについてのキャプテンへの指示。(コート外に出たフロッカーの返球処理、フロッカー、ターゲット間距離計測補助など。)
- (5) 送球時のラインクロスの確認、注意。
- (6) ターゲット、フロッカーの停止位置の確認。
- (7) ゲーム中、必要に応じたフロッカー、ターゲット間の距離の確認(両チームのキャプテンとともに)。)
- (8) 得点の確認。(両チームのキャプテンとともに、サインをもらう。)
- (9) 勝敗の決定。

附 則

この規則は、平成9年6月30日から施行する。

附 則(平成11年2月1日)

この規則は、平成11年3月1日から施行する。

附 則(平成23年4月20日)

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

コート、用具の規格(省略)